

愛知県動物愛護推進協議会令和元年度第1回会議議事録

- 1 日 時：令和元年10月28日（月） 午後1時30分から午後3時まで
- 2 場 所：愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 出席者：（委員）矢部委員（会長）、吉永委員（副会長）、石川委員、大羽委員、小川委員、鈴木委員、田中委員、鶴田委員、名倉委員、山田委員、山本委員、脇田委員
（事務局）生活衛生課 高柳課長、森主幹、池川課長補佐、富田主査、鈴木技師
動物保護管理センター 木下業務課長

4 概要

（1）あいさつ

【生活衛生課 高柳課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会令和元年度第1回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申しあげます。

さて、本協議会につきましては、平成23年7月に設立して以来、動物愛護推進員の委嘱や愛知県動物愛護管理推進計画における各施策の推進について、御協議いただいていたところ です。

今回御就任いただいた皆様方は、第5期目の委員となりますが、今期から公募委員が2名となり、前期から1名増の計12名の構成となっております。

この度、動物愛護推進員につきましては、本協議会の委員の皆様から推薦をいただいた方を始め、県内各地域の23名の方に本年7月1日付けで委嘱させていただきました。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

また、本年6月には「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、今後、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が見直されることとなります。

「愛知県動物愛護管理推進計画」につきましても、基本指針の改正を受け、見直しをする必要がありますので、本日の議題である平成30年度の推進計画の進捗状況及び、令和元年度の動物愛護管理推進計画の取組につきまして、委員の皆様方の豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から、活発な御意見をいただければと思います。

今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

（2）議題

ア 愛知県動物愛護管理推進計画の平成30年度の進捗状況について

事務局 富田主査 資料3-1により、平成30年度の進捗状況を説明。

【矢部会長】

犬の捕獲について、30年度の目標値に対して、実際の捕獲数が少ない理由は何か。捕獲するべき犬の数が減っているということか。

【事務局】

24年度当時と比較すると捕獲するべき野犬等の数は減っていると思うが、実際には、

全体の数を把握できていない。

【矢部会長】

次回の資料作成において、捕獲すべき野犬等の母数の数字を出して欲しい。

【大羽委員】

マイクロチップ装着の値段に差があるのはなぜか。

【吉永委員】

動物病院は自由診療であるため、値段を規制することは難しい。適正価格は決められると思う。動物病院に電話し、マイクロチップ装着の値段が納得できる病院で処置してもらおうと良いのではないか。

【鈴木委員】

概ねの価格を決めることはできると思うが、公正取引委員会の関係もあるため、難しいところである。

【大羽委員】

第一種動物取扱業の監視業務について、営業停止になるようなトラブルはあるのか。

【事務局】

第一種動物取扱業の監視業務は、愛知県、名古屋市、岡崎市がそれぞれ実施している。愛知県では、営業停止になる前に、指導し、改善してもらっているため、営業停止の事例はない。

【石川委員】

名古屋市においても営業停止に至った事例はない。

【小川委員】

粘り強く指導しており、営業停止の事例はない。

【矢部会長】

第一種動物取扱業の登録について、近年爬虫類の販売等が増えているが、施設に立ち入る際に飼育基準等を確認しているか。

【事務局】

爬虫類は、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等に基づき、監視を実施しているが、爬虫類は種類が多く、細目等に記載されている内容以上の判断をすることは難しい。

【矢部会長】

爬虫類を見る機会が多いが、実際に爬虫類が適正に飼育されているか判断することは難しいと思う。動物愛護団体から、ヘビを小さいカゴで飼うことは虐待ではないか等の相談がくることがあるが、ヘビを狭い場所で飼うことは問題無い。しかし、一部のトカゲやカメは狭いスペースで飼うとノイローゼになってしまうことがある。優良なペットショップを多く見ることで経験を積み、監視に役立てて欲しい。

【大羽委員】

ふれあい教室をボランティアと協力して実施していると思うが、実施回数が多い自治体は、複数のボランティア団体と協力して実施しているのか。

【小川委員】

協力してもらえるボランティアには、毎月メールを送り、協力してもらえるか確認し

ている。また、保育園等に出向くのではなく、岡崎市東公園動物園に来てもらい、センターで飼っている犬をふれあいに活用している。犬以外に羊やモルモット等もふれあうことができる。

【鶴田委員】

豊田市では、10年以上交流がある1つのボランティア団体と協力して実施している。また、動物愛護ボランティア養成講座を毎年9月から12月頃に講習をし、年3回試験を実施して合格した犬と飼い主の方に協力してもらっている。昨年度は犬2頭が合格しており、現在合計13頭の試験に合格した犬がいる。

【石川委員】

名古屋市は、いろいろな形でふれあい教室を実施している。センターの愛護館では、土日も開館しており、日常的に犬、猫とふれあうことができる。近年は、猫のふれあいが増えている。また、いのちの教室を小学校に出向いて実施している。動物とふれあうことは重要だと考えるため、今後も実施していく予定である。

【名倉委員】

豊橋市では、保育園からの要望で毎年5回ほど実施している。ボランティア団体と協力して、犬、猫を連れて行き、聴診器で心音を聞いてもらい、命の大切さについて教えている。また、昨年度からは、特別支援学校の訪問も行っており、今後高齢者の施設訪問の実施を検討している。

【大羽委員】

近年、高齢者の施設からのふれあい教室の依頼が増えており、ふれあい教室をお断りすることもでてきている。

【石川委員】

名古屋市はふれあい教室等を推進したいと思っているが、動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、動物取扱業の監視等が大変になると予想されるため、推進できる体制を検討しているところである。

【山本委員】

ふれあい教室等に連れて行った動物が、咬傷事故等を起こしたときの責任の所在はどうなるのか。例えば自治体から依頼を受けた団体が犬を連れて行った際に、事故を起こしてしまった場合はどうか。

【事務局】

県が依頼した場合には、県に責任があるのではないと思う。依頼する団体がしっかりしているため、実際に咬傷事故を起こした事例はない。

【石川委員】

名古屋市が開催する場合には、名古屋市が責任を持って対処していきたいと考えている。動物愛護推進員にはボランティア活動保険に入ってもらっている。まずは、事故を起こさないように事前準備をしたいと考えている。

【名倉委員】

人に危害を加えることがないような動物を連れてくるように事前に団体と話し合いをしている。事故があった場合には、市が責任をとらないといけないと考えている。また、ボランティア保険のことも考えていかなければならない。

【小川委員】

岡崎市では、なかよし教室の受け入れ先が市であるため、他市と状況は異なる。また、ふれあい教室等に活用する動物については、事故が起きないように事前に審査を行っている。

【鶴田委員】

豊田市は、事故が起きた場合は、市の責任であると考えている。協力してもらっているボランティアの方については、豊田市がボランティア保険をかけている。訪問活動犬になるためには、市の試験を合格した犬であり、毎年事前のチェックをし、事故が起きないようにしている。

【鈴木委員】

法的に主催だから責任を負わなければいけないわけではない。犬が咬傷事故を起こした場合には、一義的には占有者が責任を負うことになっている。民法718条に動物占有者の責任というのがあるため、主催者、所有者ではなく、一義的には占有者が責任を負うことになっている。

【大羽委員】

所属しているボランティア団体の会員には、ボランティア活動保険に入ってもらっているが、咬傷事故には保険が適用されないため、別に障害保険にも入ってもらっている。また、所有者以外がハンドラーにならないようにして、事故を起こさないようにしている。

【山本委員】

当協会（愛知県愛玩動物協会）では、基本的に生体の同行は禁止しているが、主催者等の強い要求があったときでやむを得ない場合は、当協会（または当方が依頼した団体）が連れて行った動物が咬傷事故を起こしても当協会には責任がない旨の誓約書を書いていただかないと生体の同行はできないことにしている。これにより、主催者の目的とする生体を利用したふれあい教室等を実施することが困難になっている。今後、この問題をどのように解決したら良いか考えていきたい。

【鈴木委員】

行政が咬傷事故等の賠償・補償を公金として支出することが適正であるかが問題になってくるため、行政としてしっかりと整理しておく必要がある。

【矢部会長】

次回の会議までに、咬傷事故が起きた場合の対応について、県で調べておいて欲しい。

【田中委員】

咬む犬の多くは怖くて咬んでいる。臆病な犬が人を咬むため、普段センター等にいる際にはおとなしいが、公衆の面前で、触られたり、近くに寄られたりすると一気に気配が変わってしまう。犬のリードを持っている人が、最新の注意を払う必要があると考える。

【吉永副会長】

県獣医師会が実施するふれあい教室では、モルモットやウサギ、鶏等を用いている。犬は、しっかりと訓練されていないと難しいと思う。

【矢部会長】

豊田市は、非常に厳しく犬を試験しているため、合格する犬も少ないと思う。犬だけではなく、様々な動物をふれあい教室に活用するといいと思う。環境省で動物を使った活動についての指針等を出してはいるのか。

【事務局】

環境省はそのような指針は出していない。他県の状況等を調査し、今後検討していきたい。

【矢部会長】

昨年度、津島市における総合防災訓練に県と獣医師会が協働で参加しているが、今年度も参加しているのか。

【事務局】

今年度は、豊橋市で総合防災訓練が実施されたため、県、獣医師会及び豊橋市が協働で参加している。

イ 愛知県動物愛護管理推進計画の令和元年度目標について

事務局 富田主査 資料3-2により、令和元年度の目標を説明。

【鈴木委員】

動物愛護管理推進計画に記載している目標の変更はされないのか。

【事務局】

動物愛護管理推進計画の目標は、環境省が定めている動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づき定められており、35年までの10年計画となっている。基本指針は5年度目途に見直されることとされており、今年度基本指針の見直しがされる予定である。そのため、基本指針の見直しに伴い、動物愛護管理推進計画の目標も見直す予定である。

【小川委員】

法改正の内容は動物愛護管理推進計画に盛り込まれることになるのか。

【事務局】

そうなると考えている。

【脇田委員】

動物取扱責任者の責務について、動物の飼養管理等のマニュアルを業界で作成している。可能であれば、中部圏をモデルとして行政がマニュアルを用いた監視等協力してもらえるとありがたい。年内にマニュアルを配布できる予定である。

また、災害対策について、ペットとの同行避難の避難所における取扱、連絡等を行政から発信して欲しい。

【事務局】

平成30年度から県獣医師会と協働して県の防災訓練に参加し、一般の方を対象にペットの災害対策について啓発をし始めたところである。また、県内市町村の動物の担当者を対象にペットの災害対策について説明会を開催している。今後も関係各団体、市町村と連携して、ペットの同行避難等について啓発をしていきたい。

ウ 令和元年度愛知県動物愛護推進員の委嘱について

事務局 富田主査 資料4、5により、動物愛護推進員の委嘱について説明。

(3) 報告事項

ア 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例改正の検討状況と、動物愛護管理推進計画の策定について

石川委員 配布資料により、概要説明。

【石川委員】

平成28年度から犬殺処分ゼロサポート寄付金を開始し、犬の殺処分ゼロを達成している。平成29年度から寄付金の対象を猫まで拡大し、犬猫殺処分ゼロに取り組んでいるところである。しかし、猫については、殺処分ゼロを達成できていないため、様々な課題を解決するため、条例改正を検討しているところである。

また、県の動物愛護管理推進計画、名古屋市総合計画と整合性を図った名古屋市動物愛護管理推進計画の策定も進めているところである。

令和元年度5月から、譲渡ボランティアに対する意見聴取、名古屋市動物愛護推進員に対する意見聴取、市民アンケート、有識者による検討会等を実施しており、今後、パブリックコメントを実施し、2月議会に条例改正案を上程したいと考えている。

イ 「豊橋市動物愛護管理推進計画」の策定について

名倉委員 配布資料6により、概要説明。

【名倉委員】

県が定める計画に沿って業務を行っているところであるが、豊橋市の計画は、県の計画を補完する形として、より一層豊橋市の業務を充実させる内容となっている。

令和元年度10月に策定され、計画期間は令和6年3月31日までである。

ウ 県政世論調査について

事務局 富田主査 資料7により、令和元年度第1回県政世論調査結果について説明。